

平成23年度市町村普通会計決算等の概要

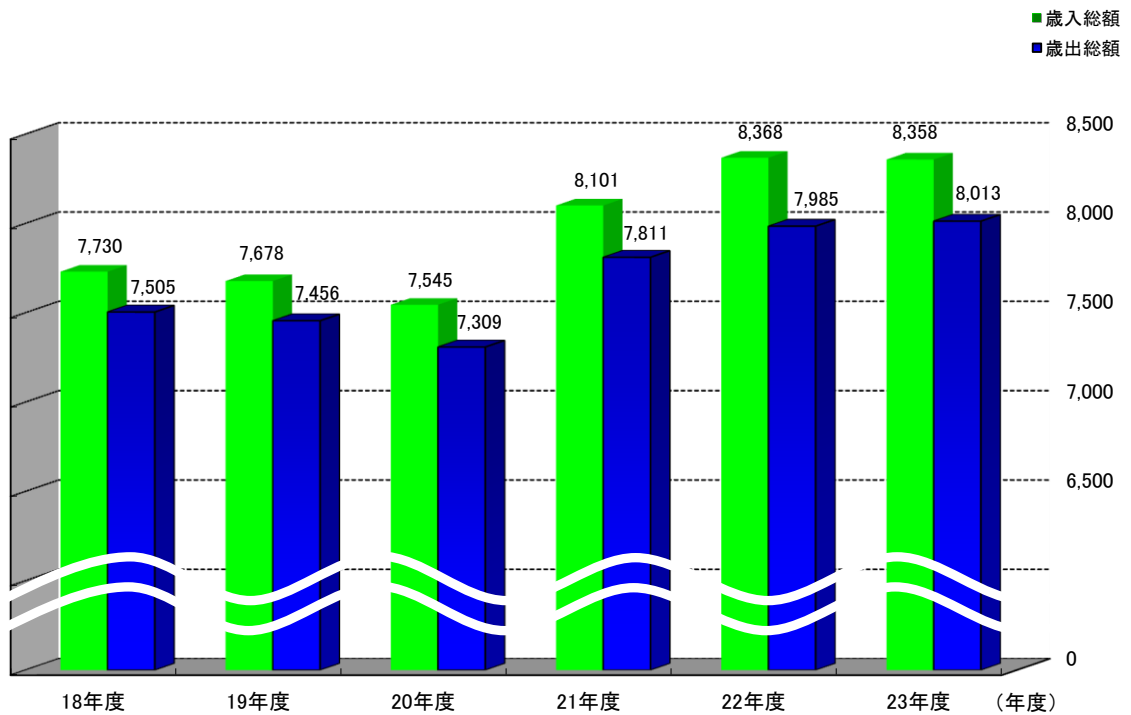
1 決算規模

歳入総額が8,358億円(対前年度比0.1%減)、歳出総額が8,013億円(対前年度比0.4%増)となっており、歳入は減少した一方で、歳出は3年連続で前年度決算額を上回っている。
 歳入は、地方税及び地方交付税について小幅ながら増加したものの、地域活性化交付金の減に伴う国庫支出金の減少等により、総額で減少している。
 歳出は、行財政改革の取組などにより人件費や公債費が減少し、国の経済対策等による普通建設事業費も減少した一方で、生活保護費の増加及び子ども手当の支給による児童福祉費の増加等に伴い扶助費が増加したこと等により総額で増加している。

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減 額 ()は前年度	伸 率 ()は前年度
歳入総額	835,817	836,818	△ 1,001 (26,729)	△ 0.1 (3.3)
歳出総額	801,323	798,520	2,803 (17,418)	0.4 (2.2)

歳入・歳出の推移



2 決算収支

実質収支の合計は、286億円の黒字となり、前年度同様全ての団体が黒字となっている。
 単年度収支の合計は、26億円の赤字となり、赤字団体は、前年度(7団体)から7団体増加して14団体となっている。
 また、実質単年度収支の合計は、23億円の黒字となり、赤字の団体は、前年度(2団体)から11団体増加して13団体となっている。

(単位:百万円)

区 分	決 算 期		赤 字 の 団 体 数	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
実 質 収 支	28,600	31,224	なし	なし
単 年 度 収 支	△ 2,625	8,089	14団体	7団体
実 質 単 年 度 収 支	2,347	17,976	13団体	2団体

※ 実 質 収 支 : 歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

※ 単 年 度 収 支 : 当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額

※ 実 質 単 年 度 収 支 : 単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額

3 歳入の状況

平成23年度の歳入総額は8,358億円で、前年度と比べて10億円の減少(0.1%減)となった。地方税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、地方特例交付金を合計した一般財源は、対前年度比14億円増加(0.3%増)の5,156億円となっている。また、一般財源が歳入総額に占める割合は前年度より0.3ポイント上昇し61.7%となっている。自主財源は、地方税や繰入金等の増加により、対前年度比84億円増加(2.4%増)の3,592億円となっている。また、歳入総額に占める割合も前年度より1.1ポイント上昇の43.0%となっている。

【主な科目】

地方税

市町村民税や固定資産税は減少したものの、たばこ税の増加等により、対前年度比11億円増加(0.4%増)の2,773億円となっている。

地方交付税

普通交付税、特別交付税ともに小幅ながら増加したことにより、対前年度比13億円増加(0.7%増)の1,983億円となっている。

国庫支出金

国の経済対策で交付された地域活性化交付金の減等により、対前年度比102億円減少(8.5%減)の1,105億円となっている。

県支出金

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例補助金等は増加したが、平成22年度国勢調査終了に伴う国勢調査市町村交付金の減等により、対前年度比3億円減少(0.7%減)の417億円となっている。

地方債

臨時財政対策債は減少したものの、旧合併特例事業債等の増加により、対前年度比9億円増加(1.0%増)の854億円となっている。

繰入金

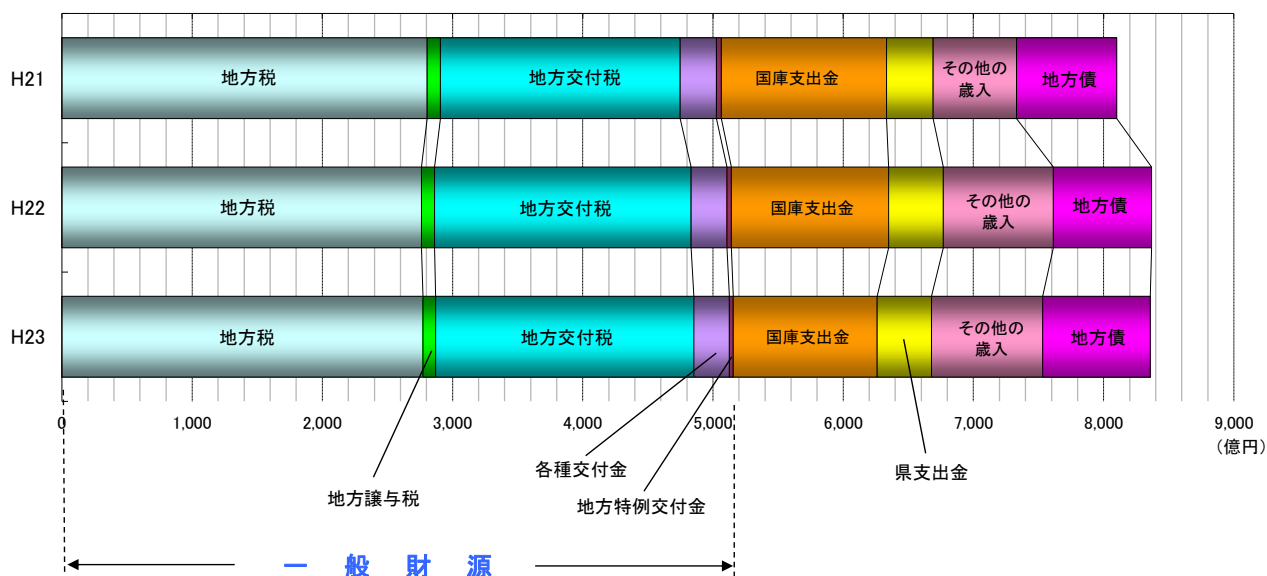
財政調整基金や特定目的基金の取り崩し額が増加したこと等により、対前年度比17億円増加(24.0%増)の88億円となっている。

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
地 方 税	277,294	276,147	1,147	0.4 (△ 1.6)	33.2 (33.0)
地方譲与税	9,731	10,057	△ 326	△ 3.2 (△ 1.2)	1.2 (1.2)
地方交付税	198,305	197,002	1,303	0.7 (7.0)	23.7 (23.5)
各種交付金	27,266	27,554	△ 288	△ 1.0 (△ 1.1)	3.2 (3.3)
地方特例交付金	2,981	3,381	△ 400	△ 11.8 (△ 10.7)	0.4 (0.4)
一 般 財 源 計	515,577	514,141	1,436	0.3 (1.5)	61.7 (61.4)
国庫支出金	110,531	120,747	△ 10,216	△ 8.5 (△ 4.8)	13.2 (14.4)
県支出金	41,702	42,009	△ 307	△ 0.7 (17.4)	5.0 (5.0)
地 方 債	85,375	84,499	876	1.0 (32.0)	10.2 (10.1)
うち臨時財政対策債	43,590	47,695	△ 4,105	△ 8.6 (75.2)	5.2 (5.7)
繰 入 金	8,832	7,122	1,710	24.0 (△ 40.8)	1.1 (0.9)
そ の 他	73,800	68,300	5,500	8.1 (5.1)	8.8 (8.2)
歳 入 計	835,817	836,818	△ 1,001	△ 0.1 (3.3)	100.0 (100.0)
自 主 財 源 計	359,242	350,869	8,373	2.4 (△ 1.7)	43.0 (41.9)

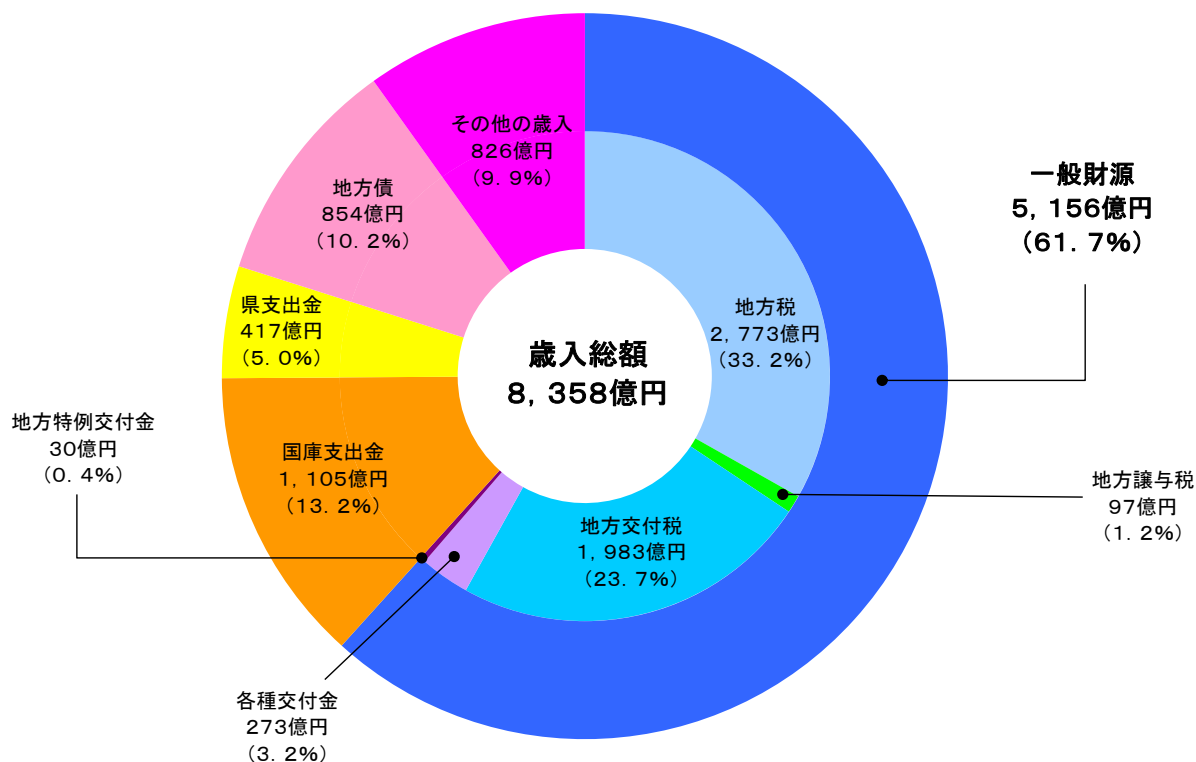
※ 自 主 財 源 : 地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

歳入内訳の推移



一般財源：地方税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、地方特例交付金等

歳入内訳の構成(平成23年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

4 歳出の状況

(1) 目的別歳出

平成23年度の歳出総額は8,013億円で、目的別にみると、伸び率が大きいものは増加したもので議会費、労働費及び災害復旧費、減少したもので総務費及び商工費となっている。
また、歳出決算額の目的別構成の推移を見ると、民生費の割合が年々増加しており、10年前の約1.6倍になっている。一方、農林水産業費及び土木費については減少傾向にある。

【主な費目】

総務費

人件費及び地域情報通信基盤整備事業終了に伴う普通建設事業費の減等により、対前年度比98億円減少（10.1%減）の864億円となっている。

民生費

子ども手当及び生活保護費の増加等により、対前年度比88億円増加（3.5%増）の2,579億円となっている。

衛生費

子宮頸がん等ワクチン接種助成事業等により、対前年度比29億円増加（4.0%増）の763億円となっている。

労働費

緊急雇用創出事業等により、対前年度比8億円増加（20.5%増）の49億円となっている。

商工費

普通建設事業費の減少等により、対前年度比29億円減少（20.0%減）の116億円となっている。

土木費

普通建設事業費の減少等により、対前年度比28億円減少（2.6%減）の1,021億円となっている。

消防費

消防救急無線デジタル化整備事業等により、対前年度比36億円増加（13.7%増）の296億円となっている。

災害復旧費

平成23年9月に発生した台風12号による豪雨災害等により、対前年度比5億円増加（20.9%増）の28億円となっている。

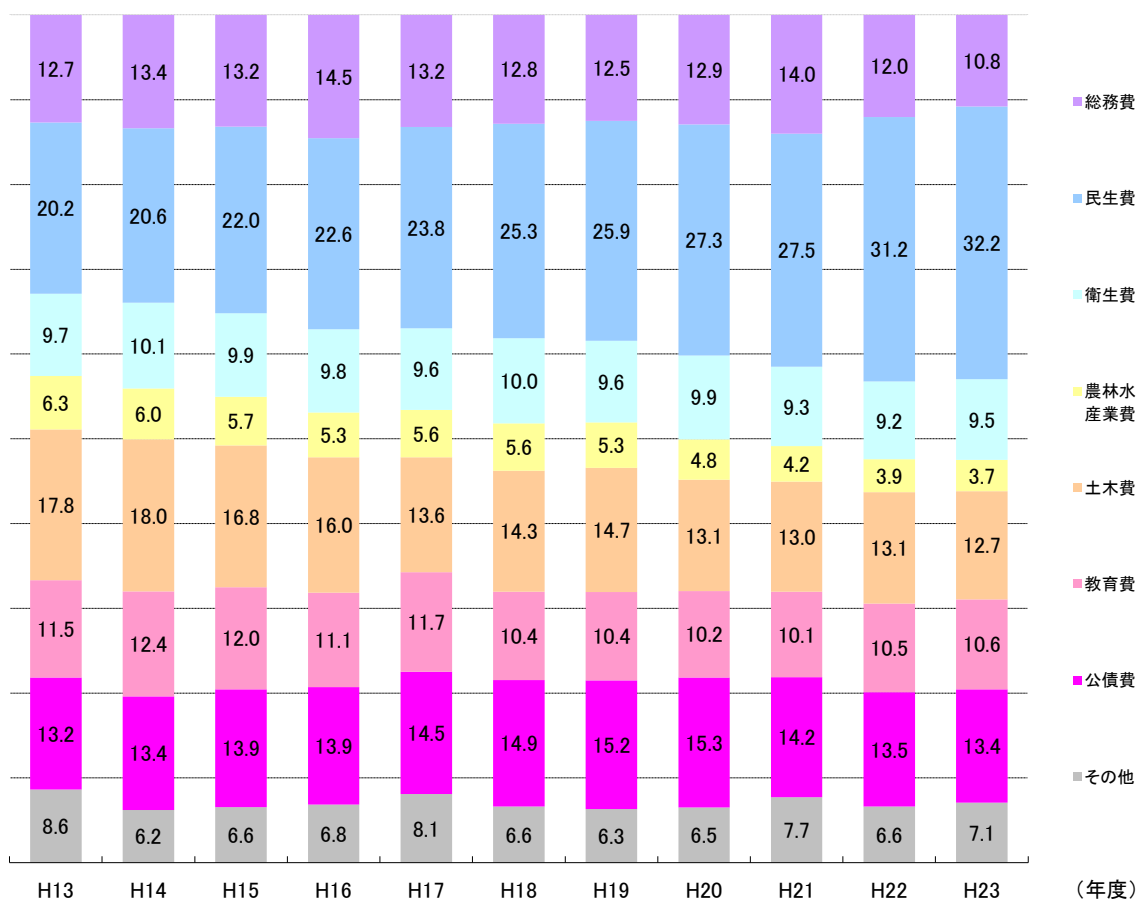
（単位：百万円、%）

区 分	平成23年度	平成22年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
議 会 費	7,232	5,551	1,681	30.3 (△ 1.3)	0.9 (0.7)
総 務 費	86,429	96,191	△ 9,762	△ 10.1 (△ 12.1)	10.8 (12.0)
民 生 費	257,854	249,047	8,807	3.5 (16.0)	32.2 (31.2)
衛 生 費	76,278	73,362	2,916	4.0 (0.6)	9.5 (9.2)
労 働 費	4,923	4,087	836	20.5 (21.1)	0.6 (0.5)
農林水産業費	29,776	31,087	△ 1,311	△ 4.2 (△ 5.7)	3.7 (3.9)
商 工 費	11,606	14,513	△ 2,907	△ 20.0 (△ 37.0)	1.5 (1.8)
土 木 費	102,083	104,850	△ 2,767	△ 2.6 (3.4)	12.7 (13.1)
消 防 費	29,643	26,064	3,579	13.7 (△ 1.2)	3.7 (3.3)
教 育 費	84,992	83,455	1,537	1.8 (5.9)	10.6 (10.4)
災 害 復 旧 費	2,784	2,302	482	20.9 (83.1)	0.3 (0.3)
公 債 費	107,359	107,634	△ 275	△ 0.3 (△ 2.7)	13.4 (13.5)
そ の 他	364	377	△ 13	△ 3.4 (△ 18.0)	0.1 (0.1)
歳 出 計	801,323	798,520	2,803	0.4 (2.2)	100.0 (100.0)

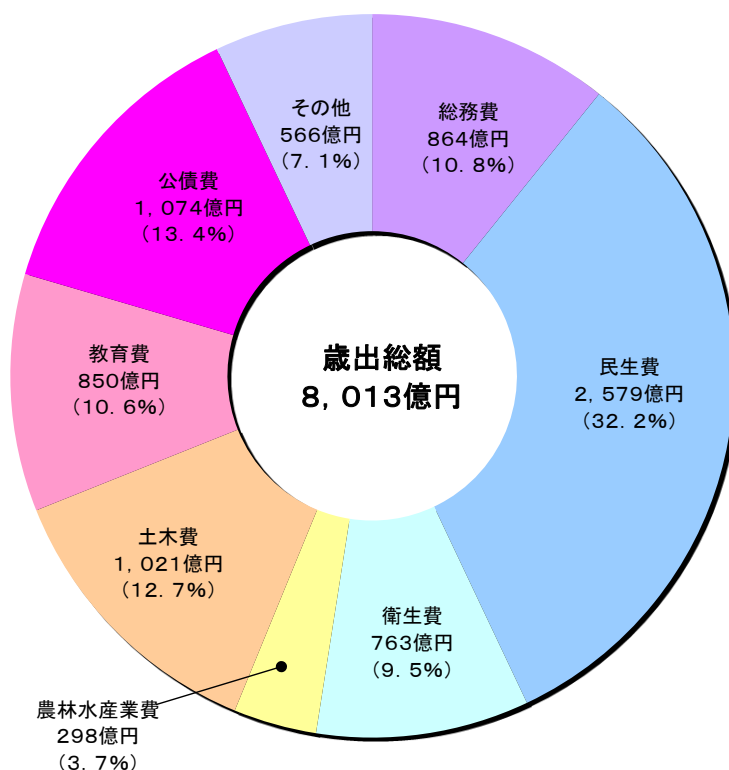
（注）各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

目的別歳出構成の推移

構成比(%)



目的別歳出決算額の構成(平成23年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

(2) 性質別歳出

平成23年度の歳出総額は8,013億円で、性質別にみると、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費は、対前年度比77億円増加(1.9%増)の4,049億円、普通建設事業費が大部分を占める投資的経費は、対前年度比143億円減少(12.3%減)の1,019億円、物件費、維持補修費及び補助費等を合計した消費的経費は、対前年度比32億円増加(1.9%増)の1,721億円となっている。
また、歳出決算額の性質別構成の推移を見ると、義務的経費全体の割合が大きくなっており、財政の硬直化が進んでいる状況となっている。

【主な費目】

人件費

地方議会議員年金制度廃止に伴い議員共済負担金が増加したが、職員給及び退職金の減等により、対前年度比3億円減少(0.2%減)の1,407億円となっている。

扶助費

子ども手当及び生活保護費の増加等により、対前年度比83億円増加(5.6%増)の1,569億円となっている。

公債費

定時償還による元利償還金の減少等により、対前年度比3億円減少(0.3%減)の1,073億円となっている。

普通建設事業費

国の経済危機対策事業の減等により、対前年度比147億円減少(12.9%減)の992億円となっている。

物件費

子宮頸がん等ワクチン接種助成事業等により、前年度比45億円増加(5.1%増)の929億円となっている。

その他

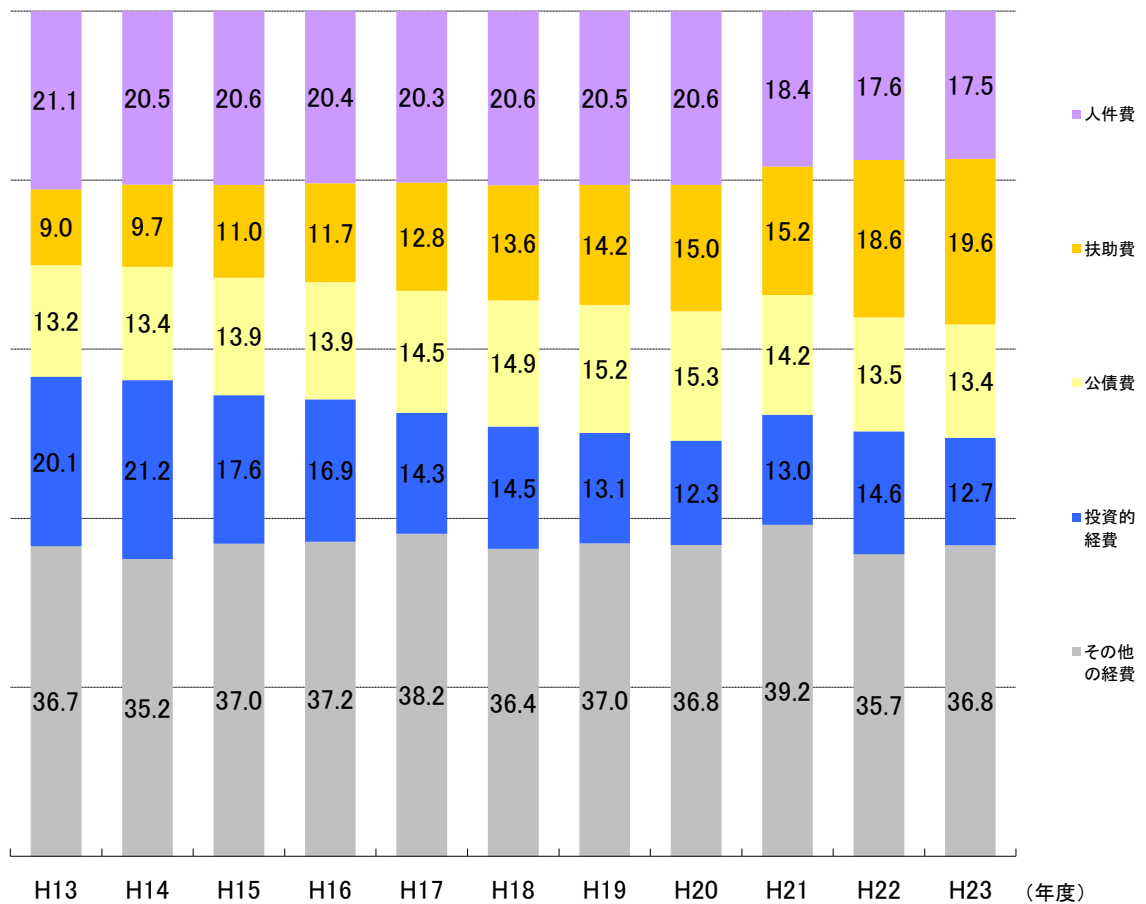
積立金のうち財政調整基金や特定目的基金が増加したこと等により、その他全体で対前年度比62億円増加(5.3%増)の1,224億円となっている。

(単位:百万円、%)

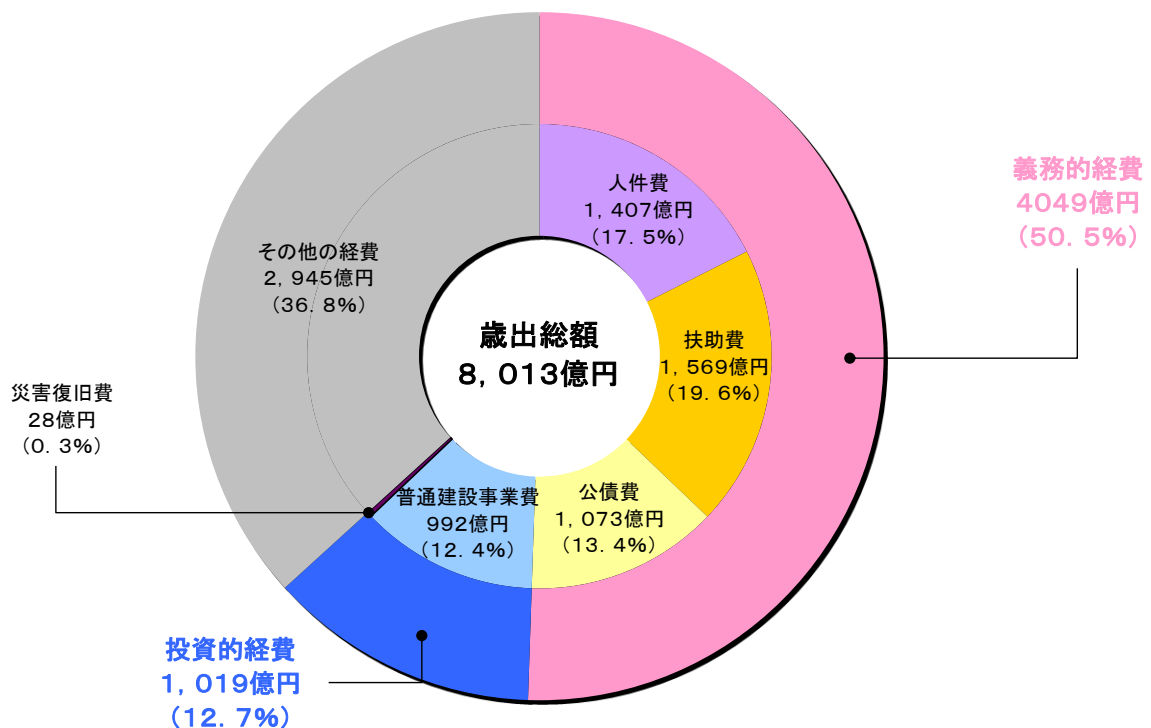
区 分	平成23年度	平成22年度	増 減 額	伸 率 ()は前年度	構 成 比 ()は前年度
(義務的経費)	404,909	397,212	7,697	1.9 (6.5)	50.5 (49.7)
人 件 費	140,698	141,040	△ 342	△ 0.2 (△ 1.9)	17.5 (17.6)
扶 助 費	156,897	148,566	8,331	5.6 (25.2)	19.6 (18.6)
公 債 費	107,314	107,606	△ 292	△ 0.3 (△ 2.7)	13.4 (13.5)
(投資的経費)	101,936	116,191	△ 14,255	△ 12.3 (14.2)	12.7 (14.6)
普通建設事業費	99,152	113,889	△ 14,737	△ 12.9 (13.4)	12.4 (14.3)
災 害 復 旧 費	2,784	2,302	482	20.9 (83.1)	0.3 (0.3)
(消費的経費)	172,125	168,943	3,182	1.9 (△ 11.6)	21.5 (21.2)
物 件 費	92,903	88,367	4,536	5.1 (0.2)	11.6 (11.1)
維 持 補 修 費	10,336	9,498	838	8.8 (8.6)	1.3 (1.2)
補 助 費 等	68,886	71,078	△ 2,192	△ 3.1 (△ 24.6)	8.6 (8.9)
(その他)	122,353	116,174	6,179	5.3 (0.8)	15.3 (14.5)
歳 出 計	801,323	798,520	2,803	0.4 (2.2)	100.0 (100.0)

性質別歳出構成の推移

構成比(%)



性質別歳出決算額の構成(平成23年度決算)



(注)各項目についての計数は、表示単位未満を四捨五入しているため、その内訳は合計と一致しない場合があります。

5 経常収支比率の状況

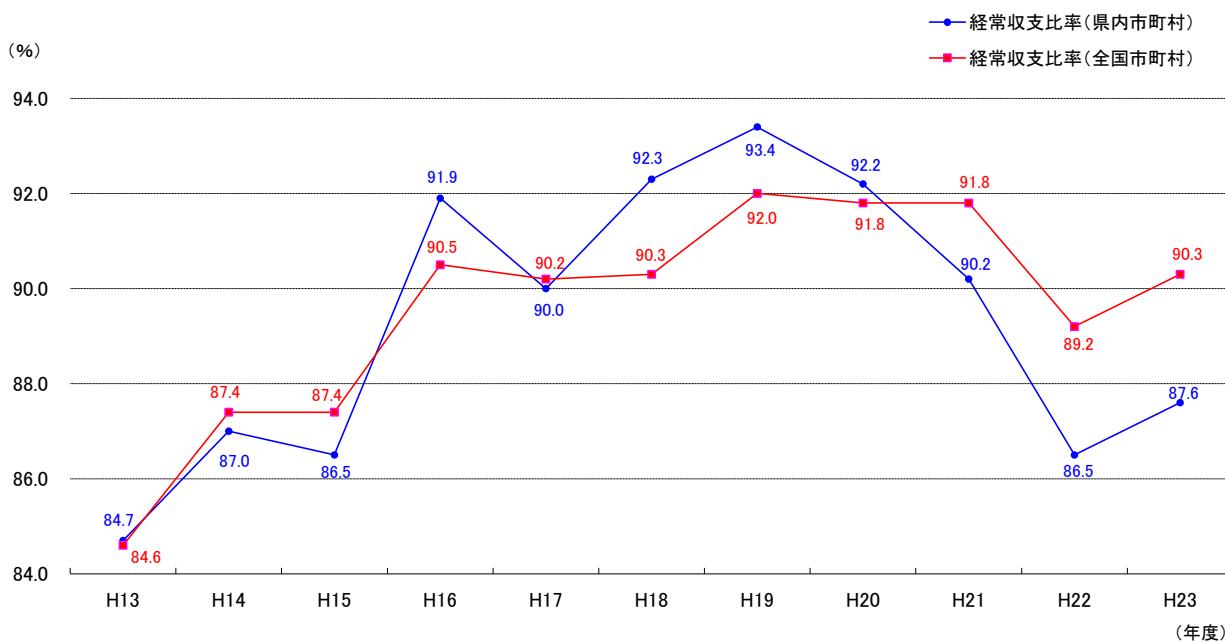
財政の弾力性を示す経常収支比率は、87.6%となり、前年度（86.5%）と比べて1.1ポイント悪化している。これは、経常収支比率の分母となる毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）について、地方税及び普通交付税は微増したが、臨時財政対策債が減少したことにより、全体で2.9億円減少（0.5%減）した一方で、分子となる毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当される一般財源の額が、扶助費の増加等により、全体で3.5億円増加（0.8%増）したためである。

（単位：%）

区 分	平成23年度	平成22年度
経 常 収 支 比 率	87.6	86.5

※比率は加重平均

経常収支比率の推移



6 地方債、積立金等の状況

地方債現在高は、財源不足を補うための臨時財政対策債が2,544億円（前年度2,232億円）と依然として多額に上るものの、公共事業の抑制等により、対前年度比81億円減少（0.9%減）の8,638億円で、前年度に引き続き減少となっている。また、積立金現在高は、対前年度比238億円増加（14.7%増）の1,856億円となっている。

この結果、地方債現在高に債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額を加え、積立金現在高を差し引いた、将来にわたる実質的な財政負担は、対前年度比280億円減少（対前年度比3.2%減）の8,510億円で、前年度に引き続き減少している。

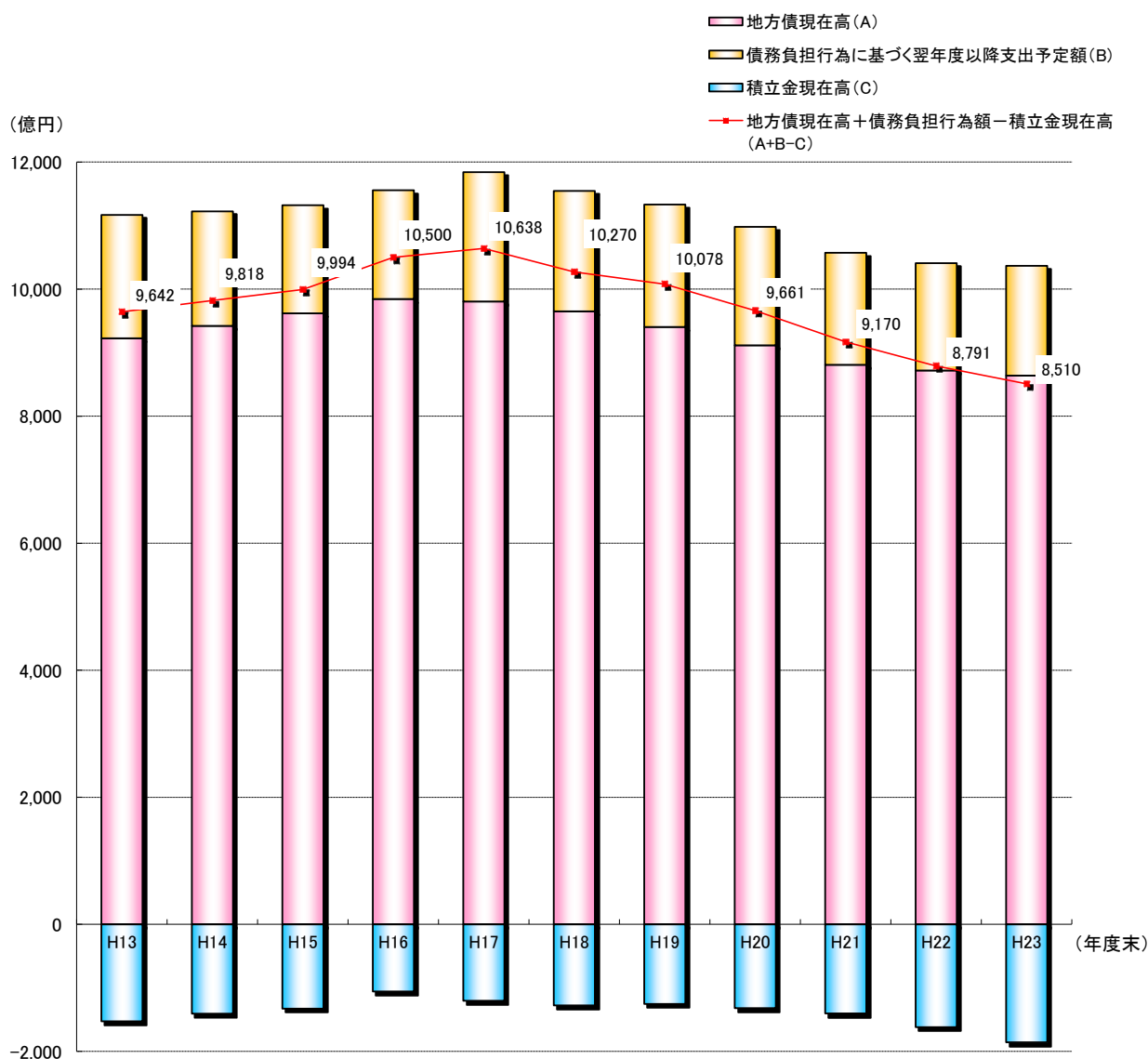
（単位：百万円、%）

区分	平成23年度末高	平成22年度末高	増減額	伸率（）は前年度	標準財政規模に対する割合（）は前年度
地方債現在高 A	863,832	871,897	△ 8,065	△ 0.9（ △ 1.0）	168.6（ 169.5）
債務負担行為に基づく翌年度以降支出予定額 B	172,778	168,911	3,867	2.3（ △ 4.2）	33.7（ 32.8）
積立金現在高 C	185,564	161,747	23,817	14.7（ 15.4）	36.2（ 31.4）
うち財政調整基金	90,584	76,825	13,759	17.9（ 25.4）	17.7（ 14.9）
うち減債基金	11,733	9,171	2,562	27.9（ 8.2）	2.3（ 1.8）
うち特定目的基金	83,246	75,750	7,496	9.9（ 7.6）	16.2（ 14.7）
実質債務負担額 A+B-C	851,046	879,061	△ 28,015	△ 3.2（ △ 4.1）	166.1（ 170.9）

（注）地方債残高には、特定資金公共投資事業債を含まない。

（注）H20決算より、標準財政規模に臨時財政対策債発行可能額を含む。

将来にわたる実質的な財政負担の推移



7 健全化判断比率の状況

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定め、毎年度、前年度の決算に基づく健全化判断比率をその算定資料とともに監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとしている。

また、地方公共団体は、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政の健全化を図るため、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を策定し、さらに再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標）のいずれかが財政再生基準以上である場合には、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、「財政再生計画」を定めなければならないとされている。

【健全化判断比率】

(単位: %)

区 分	平成23年度	平成22年度
実質赤字比率	赤字の団体なし	赤字の団体なし
連結実質赤字比率	赤字の団体なし	赤字の団体なし
実質公債費比率	14.0	14.8
将来負担比率	85.3	99.7

※各比率等は加重平均。

【参考】

早期健全化基準	財政再生基準
財政規模に応じ 11.25%～15%	20%
財政規模に応じ 16.25%～20%	30%
25%	35%
350%(政令市400%)	—

(1) 実質赤字比率

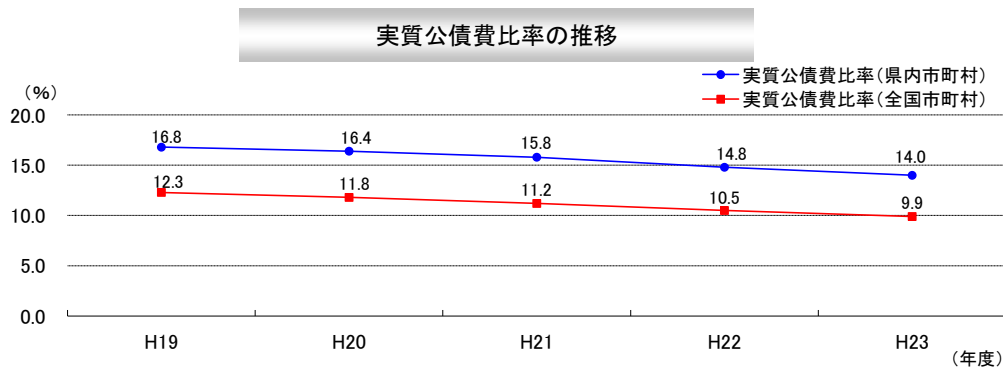
当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、前年度年度に引き続き赤字額が算定された団体はなかった。

(2) 連結実質赤字比率

当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、前年度に引き続き赤字額が算定された団体はなかった。

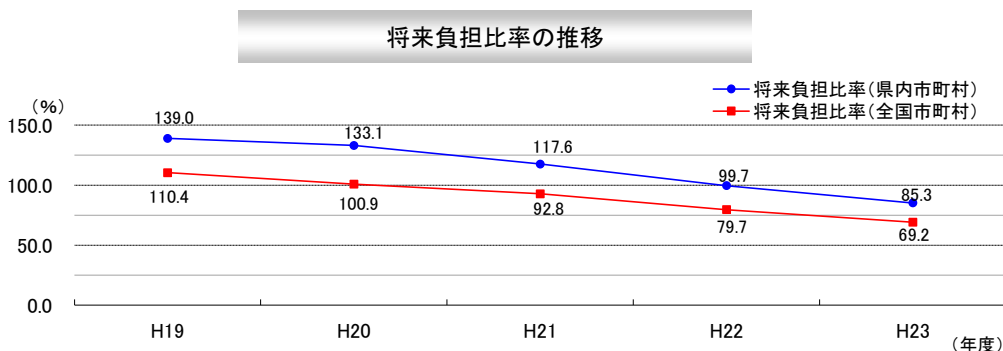
(3) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、平成23年度は準元利償還金が増加し、標準財政規模が減少したが、3ヵ年(H21～H23)平均としては0.8ポイント改善している。なお、地方債の発行に県(政令指定都市は総務大臣)の許可が必要となる18%を超える団体は4団体減少し2団体となった。また、前年度に引き続き早期健全化基準である25%以上の団体はなかった。

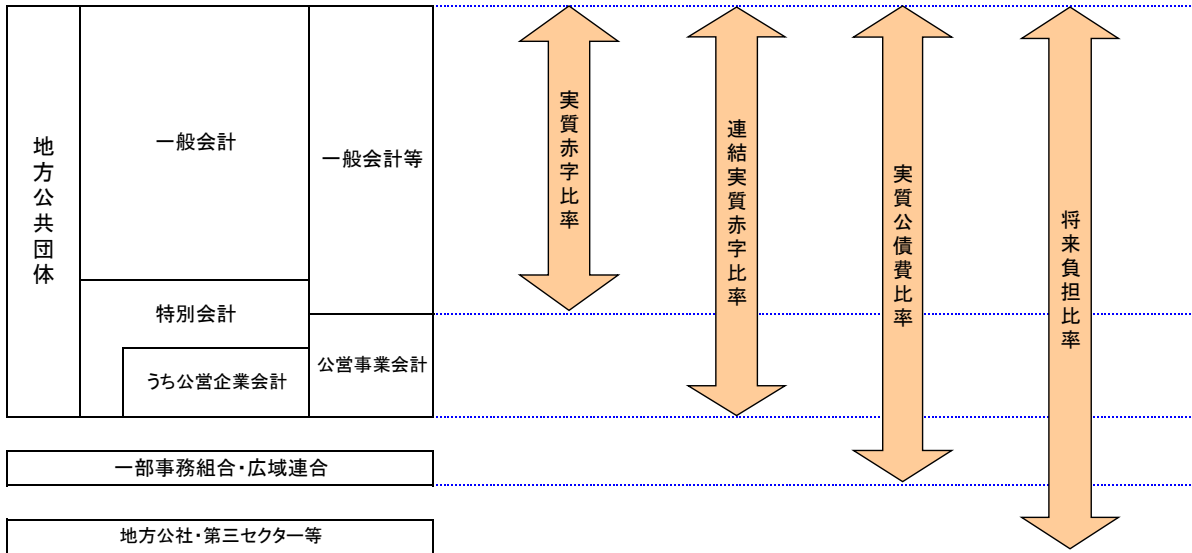


(4) 将来負担比率

地方社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。平成23年度は標準財政規模は減少したが、地方債現在高の減少や控除すべき充当可能基金額の増加に伴い、将来負担すべき負債額が減少したことにより、前年度に比べて14.4ポイント改善している。また、前年度に引き続き早期健全化基準である350%以上の団体はなかった。



健全化判断比率の対象となる会計範囲



【用語説明】

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税など毎年経常的に収入される使途の制限のない一般財源が、人件費や扶助費、公債費など毎年固定的に支出される経常的歳出にどの程度充当されているかを示す比率です。家計に例えると、生活費など毎月必要となる支払いが収入に占める割合で、この比率が高いほど臨時的支出にお金を回す余裕に乏しく、財政構造が硬直化していることになります。

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政状況調査で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政状況調査で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一つの会計を区分することはしません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費運次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。公営企業の経理は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といえます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経理が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ。）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。